

京田辺市公共施設サポーター合意書

(以下「サポーター」という。)と京田辺市とは、京田辺市すてきなまちなみ支援制度実施要綱第7条の規定に基づき、下記の事項について合意します。

記

1 サポーターが管理する公共施設

2 サポーターの活動

- (1) 公共施設()の緑化、美化及び清掃に関すること。
- (2) 公共施設()に対する愛護心の啓発等に関すること。
- (3) 公共施設()の破損等の通報等に関すること。
- (4) 次に掲げる活動における安全確保等に関すること。

ア 公共施設の緑化、美化及び清掃等の活動(以下「美化等活動」という。)に係る安全対策等は、サポーターの責任において行うものとし、美化等活動を開始する前に、サポーターの代表者又は責任者が美化等活動の参加者全員に用具の使用方法、安全対策、救急手当等の指導を行うこと。ただし、技術指導等が必要な場合は、市長に依頼すること。

イ 美化等活動中の事故及び第三者との紛議については、サポーターの責任において処理すること。

ウ 申請書に記載した参加者名簿に登録したもの以外の美化等活動への参加は認めない。ただし、参加者名簿への追加変更を行った場合は、この限りでない。

- (5) 緊急時の連絡に関すること。

美化等活動中に事故、けが等が起こった場合は、速やかに市長に連絡するものとする。

- (6) 設備の設置等行為の制限

ア 緑化のために、草花等を植えようとするときは、市長と協議するこ

と。

イ 公共施設の維持管理上支障となる行為又は市長の許可のない物等の設置は行わないこと。

3 京田辺市の支援

- (1) 緑化に係る種、苗等の支給
- (2) サポーターに対するボランティア保険への加入
- (3) サポーターサインの設置
- (4) ゴミ袋等の支給及び清掃器具等の貸与
- (5) その他活動に必要な助言

4 その他

活動内容等について疑義が生じた場合は、市長と協議すること。

上記事項の合意の証として、本合意書を2通作成し、記名押印の上サポーター及び京田辺市が各自1通を保有する。

年 月 日

サポーター 団体名

住 所

氏 名(代表者)

印

京田辺市長

印